

令和6年度 特定不妊治療（先進医療）費の助成申請について

愛媛県との連携事業として、えひめ人口減少対策総合交付金を活用し、保険診療として実施される体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」といいます）と併用して行った先進医療に要する費用の一部を助成します。

①対象者（以下のすべてに該当する方） ※他の市町村等で助成申請をされる方は対象となりません

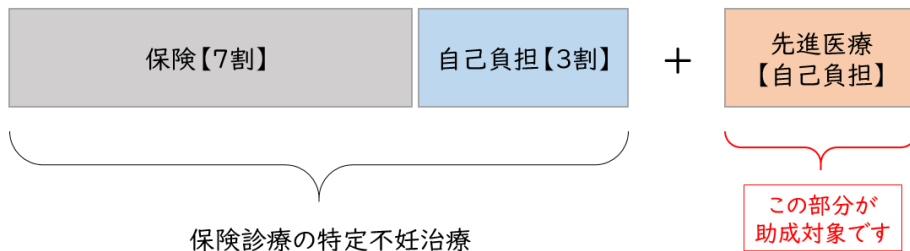
- 夫婦いずれもまたはいずれか一方が新居浜市内に1年以上住所を有する夫婦（事実婚も含む）であること
- 夫婦のいずれもが市税を滞納していないこと

②対象となる治療等

保険診療として実施される特定不妊治療と併用して行った先進医療（令和6年4月1日以降に終了した治療）

※厚生労働大臣が告示している先進医療

※厚生労働省から当該先進医療の実施機関として認められた医療機関で行われた先進医療



③助成金額

1回の申請につき上限5万円

④申請方法

「1回の特定不妊治療」が終了した日の属する年度末（3月末）までに、以下の必要書類を、保健センターへ提出してください。（★の様式は新居浜市ホームページからダウンロード可能。）

※3月末まで通院があり、年度内の申請が難しい場合は、事前に保健センターにご連絡ください。事前に連絡がないものについては、申請を受け付けることはできません。

	必要書類	備考
1	特定不妊治療（先進医療）費助成事業申請書兼同意書★	氏名は夫婦それぞれが自署。 4.医療機関の受診証明書毎に必要。
2	個人情報確認同意書★	氏名は夫婦それぞれが自署。 個人情報確認同意書を提出していただくことで、保健センターが納税状況を確認。そのために3.夫婦両方の本人確認書類（写し可）が必要。
3	夫婦両方の本人確認書類（写し可）	(1) 顔写真付きで官公署が発行した次のうちどれか1つ 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等の顔写真付のもの (2) (1)をお持ちでない場合は、次のうちどれか2つ 各種年金証明書等(官公署発行) 社員・学生証、通帳、診察券（官公署以外発行）
4	特定不妊治療（先進医療）費助成事業受診証明書★	主治医に記入を依頼。
5	【法律婚の場合】 戸籍謄本(全部事項証明) 【事実婚の場合】 ア. 夫婦両方の戸籍謄本(全部事項証明) イ. 夫婦両方の住民票 ウ. 事実婚関係に関する申立書★	治療開始時に法律上の婚姻関係（又は事実婚関係）であることの証明書類として必要。 ※年度初回時は原本（3か月以内に発行されたもの）が必要。 同一年度2回目以降の申請時はコピー可。
6	医療機関発行の領収書（原本）	※クレジット払いの場合は、証拠書類（カード会社発行の「カードご利用代金明細書」の写しと、クレジットカード決済口座の通帳の写し）の提出も必要。
7	特定不妊治療費助成金請求書★	4.医療機関の受診証明書毎に必要。
8	請求者名義の銀行通帳（JA、ゆうちょ銀行も可）	
9	夫及び妻の納税証明書	※2.個人情報確認同意書を提出する場合は不要 自身で発行する場合は、手数料減免のため、申請時に「使用目的不妊治療助成」、「提出先 健康政策課保健センター」と記入。

※「個人情報確認同意書」を提出し、納税状況を確認する方のうち、収入のない人や非課税所得のみの方は課税資料がないため、事前に課税課で市県民税申告をお済ませください。

※新居浜市では、遠方の医療機関への通院交通費に対する助成も行っています。

申請窓口・問い合わせ先

新居浜市保健センター ☎0897-35-1070

特定不妊治療（先進医療）

